

公示番号：180263

国名：ボリビア

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第三チーム

案件名：サンタクルス県アグリビジネス強化プロジェクト詳細計画策定調査Ⅱ（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2018年9月中旬から2018年12月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.45M/M、現地 0.43M/M、合計 0.88M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	13日	4日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月29日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>

をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018年9月11日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	36点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	18点
④その他学位、資格等	18点

(計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	ボリビア／全途上国
語学の種類	スペイン語（※）

※ 本業務従事者は、スペイン語力に加えて英語力を有することが望ましい。英語力を有する場合はその能力を示す証明書を添付のこと。

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：黄熱病は必須ではありませんが推奨です。

6. 業務の背景

サンタクルス県はボリビア国内農業生産量の70%を生産するなど、同国の農業生産を牽引する代表的地域である。わが国はこれまで同県が有する高い農業生産ポテンシャルを引き上げるため、1970年代より支援を継続的に行ってきた結果、特に畜産（肉・乳）、稲作、果樹において大きな成果を上げている。また、同県には国内で最も発達した日系協同組合が存在し、大豆・コメ・卵・畜産・マカダミア等で国内最大の生産拠点となっている。しかしながら、①国内市場の需要にも十分対応できない不安定な生産基盤、及びばらつきの多い農産物の品質・規格、②集荷・貯蔵・加工施設の不足と非効率な流通システム、③未成熟な販路や不足する市場情報、等の課題により、国内市場では外国産品が大量に流通し、サンタクルス県の農畜産品は十分な競争力を有さない状況にある。

また、これまでの政府の政策、及び同政策に沿ったわが国の現在までの協力は、生産能力強化に重点を置いており、フードバリューチェーン（生産から加工、流通、販売、消費まで）を視野に捉えた本格的な支援は実施されてこなかった。

以上の状況に対し、サンタクルス県は、日本の経験を活用しつつ、同県で生産される農産物のうち、国内外市場で比較優位を有する農産物の選定、及びそのフードバリューチェーンの構築、並びに地域特性を生かした農産品のブランド作りを進めるべく、わが国に対して「サンタクルス県アグリビジネス強化プロジェクト」（以下「本プロジェクト」）の実施を要請した。

本要請に基づき、JICAは2017年10月に詳細計画策定調査を実施し、本事業の大枠をボリビア側カウンターパートと議論し、合意した。しかし、本プロジェクトの中央監督省庁が、生産開発・多角経済省から開発企画省に変わったことを含む詳細計画策定調査以降の現地状況の変化、及びカウンターパートによる現在までの取り組みについて追加情報を収集し、それに伴う協力内容の修正を行うために、2018年10月に追加の詳細計画策定調査（本調査、詳細計画策定調査Ⅱとする）を実施することになった。

なお、本プロジェクトのカウンターパート機関であるボリビアのサンタクルス県生産開発局へは、2016年1月より2017年12月までJICA農牧振興アドバイザーが派遣され、本プロジェクトの準備段階として、協力の対象となる優先6品目（蜂蜜、減農薬野菜、リンゴ、もも、じゃがいも、トマト）の選定やこれらのバリューチェーン強化のための体制立ち上げ支援といった活動を実施した。サンタクルス県生産開発局は、本アドバイザーの派遣終了後も蜂蜜と減農薬野菜に関するフードバリューチェーンの取り組みを行っていることから、本業務従事者は当該アドバイザーの活動成果を

分析の上、アドバイザー派遣後のサンタクルス県生産開発局の活動実績について情報収集したうえで、課題・教訓を分析することが求められる。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握のうえ、評価分析団員として調査団に同行し、他の調査団員として派遣される JICA 職員と協議しつつ、協力計画の策定のために必要な以下の調査を行う。また、詳細計画策定調査報告書（案）全体のとりまとめにも協力する。報告書は、昨年作成した詳細計画策定調査結果報告書（ドラフト）を元に、これに新たに収集した情報や、事業の枠組みの変更点などを加えて作成する予定である。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2018年9月中旬～10月上旬）

- ① 既往資料、先行案件（農牧振興アドバイザー）の情報、昨年実施した詳細計画策定調査で得られた情報を分析して、現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ② JICA の類似案件の成果、課題、教訓を把握する。
- ③ 開発企画省の政策を分析し、同省の政策における農業・農村開発事業の概況、本プロジェクトの位置づけを確認する。
- ④ ボリビア側関係機関等に対する質問票案（西文）を作成する。関係機関等への配布は JICA ボリビア事務所から行う。
- ⑤ プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 案及び PO (Plan of Operation) 案の修正検討に協力する。
- ⑥ 調査団打ち合わせに参加する。

（2）現地業務期間（2018年10月中旬～10月下旬）

- ① JICA ボリビア事務所及びサンタクルスフィールドオフィスとの打合せに参加する。
- ② ボリビア側プロジェクト関係者から、以下の情報及び資料を収集する。
 - ア) 先行案件（農牧振興アドバイザー）で支援したフードバリューチェーン強化のための体制立ち上げ支援後のサンタクルス県の取り組み実績
 - イ) 詳細計画策定調査以降の現地のバリューチェーン関係者の動き
 - ウ) 優先6品目（蜂蜜、減農薬野菜、リンゴ、もも、じゃがいも、トマト）のバリューチェーン構築に向けての主要アクターへのヒアリング（生産・販売状況、事業の課題等）
- ③ 事前に先方政府へ配布した質問票の回答を回収し、結果の分析を行う。
- ④ 収集した情報からサンタクルス県におけるフードバリューチェーン振興の課題・教訓の分析を行い、特に協力の持続性の観点から JICA 調査団員に対して既存の協力の枠組みへの提案を行う。
- ⑤ 調査団及びボリビア側関係機関と協議の上、PDM（最終案）（英文、和文、西文）、PO（最終案）（英文、西文）、M/M（案）（英文、西文）の修正作業に協力する。この際、PDM の因果関係のロジックを正しく理解した上で、質的・量的の双方からの指標を提案することが求められる。
- ⑥ ボリビア側関係機関との協議で合意された内容に基づき、R/D（案）（英文、西文）の作成に協力する。

- ⑦ 国内準備並びに現地調査で得られた結果を基に、評価5項目の観点から評価を行う。

(3) 帰国後整理期間 (2018年11月上旬～2018年12月下旬)

- ①事業事前評価表(案)(和文)の作成に協力する。
②詳細計画策定調査報告書(案)(和文)について担当分野のドラフトを作成するとともに、同報告書(案)全体の作成に協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

担当業務(評価分析)に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)、事業事前評価表(案)(和文)を参考資料として添付して提出することとし、2018年12月11日までに電子データをもって提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、(往路)日本⇒ダラス/ロサンゼルス⇒マイアミ⇒サンタクルス、(復路)サンタクルス⇒マイアミ⇒ロサンゼルス/ダラス⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2018年10月15日～2018年10月27日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間弱先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る詳細計画策定調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (本業務従事者)

③便宜供与内容

JICAポリビア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA 調査団員の調査期間については、JICA 調査団員と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上

なし

英語力を有さない業務従事者の場合、必要に応じて英語⇄西語の翻訳者を配置します。

オ) 現地日程のアレンジ

詳細計画策定調査期間については JICA が必要に応じアレンジします。その後の現地業務期間の関係機関へのアレンジについては、本業務従事者によるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

JICA サンタクルスフィールドオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料は Web サイトより入手可能です。

- ・ サンタクルス県農牧振興アドバイザー案件概要

<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/1572a55e59ffe7aa49256f9e0022ffca/93843c0c5f80060e49257ec40079d01e?OpenDocument>

② 配布資料

本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループ第三チーム（rdga2@jica.go.jp 配布担当：小宮）にて配布します。

- ・ 本事業に係るボリビア政府からの要請書
- ・ 本事業の詳細計画策定調査報告書（ドラフト）
- ・ サンタクルス県農牧振興アドバイザー事業完了報告書

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

- ③ 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAポリビア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」
<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>
の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上